



「共謀罪」②

「予備罪」などとは、どう違うの？

犯罪を計画したときに逮捕などの取り締まりができない「共謀罪」の要件を変えた「テロ等準備罪」には、どんな特徴があるのか。

日本の刑法で罪に問われるのは、犯罪にあたる行動を実行し、結果が生じた「既遂」が原則だ。結果に至らなかった「未遂」も多くの罪に規定がある。ただ、重い罪には例外があり、準備をした段階で罪に問う「予備罪」がある。

でも、命が助かれば殺人未遂罪だ。

殺すためのナイフを用意しているが殺人予備罪となる可能性があるが、実際の立件は少ない。2015年に検察が受けた事件で、未遂を含む殺人罪は1679件あったが、殺人予備罪は20件。心の中の計画に踏み込むことは、慎重に考えられてきた。

2000年代に3度にわたって国会に法案提出された。いずれも廃案となった。「共謀罪」では、罪に問われるのは「計画したとき」で、予備罪よりさらに前の段階だった。「殺害しよう

テロ等準備罪(共謀罪)のイメージ 殺人事件の場合



と具体的に話し合ったことで成立するとされた。今回の法案では、話し合いによる計画だけでなく、その次に「準備行為」をすることが必要だとされている。テロ集団や暴力団などの「組織的犯罪集団」が、

ある人を殺すことを計画し、ナイフを買うお金を用意した場合に、逮捕などができるようになる。現在の法律でも、「共謀共同正犯」という考え方は裁判所や学説で認められてきた。ただし、それは仲間

と犯行について話し合った(共謀)だけでなく、仲間が実際に犯罪を行った場合に、初めて成り立つ。計画しただけでは罪とはならず、その点で「共謀罪」とは大きく異なるものだ。憲法は心の中の自由を保障しており、「思っただけで罪になるのは、日本の法律の原則に反するのではないか」との批判が根強い。これに対し、政府は「実行に移す前の段階で成り立つ罪は、すでに日本にある」と主張する。たとえば、特定秘密保護法や爆発物取締罰則などは、犯行に向けて話し合ったことを罰する「共謀

罪」がすでに13あるという。また、「予備罪」は殺人予備罪や、サリン人身被害防止法など37。通貨偽造等準備など、特定の種類の対象になる「準備罪」は8。このほか、内乱罪など国の存立にかかわるような八つの重い罪については、仲間と計画したことを処罰する「陰謀罪」がある。だが政府は、これだけでは国際組織犯罪防止条約を結ぶ条件を満たしていないとして、さらに多くの「共謀罪」が必要だと説明している。現在の「予備罪」などとの違いは今後の論点となりそうだ。(金子元希)